

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする
- ・ 議会に区常任委員会を置くこととする
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する

1. 現行の大都市等に係る制度の見直し

① 指定都市制度の見直し【「二重行政」の解消】

(1) 都道府県が指定都市の区域で処理している事務を指定都市へ移譲し、同種の手務を処理する主体を一元化

○ **今国会に提出予定の一括法案において措置**
（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定））

(2) 事務移譲により指定都市に新たに生じる財政負担について適切に財政措置（県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担には税源の配分も含め検討）

○ **指定都市と関係道府県間の協議の結果、個人住民税所得割2%の税源移譲に合意**
⇒平成26年度税制改正の大綱に明記（平成25年12月24日閣議決定）

(3) 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が整わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要

○ **地方自治法改正（今国会に提出予定）**

- ・ 指定都市都道府県調整会議の設置
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、総務大臣に必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

② 指定都市制度の見直し【「都市内分権」による住民自治の強化】

(1) 条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができるようにすべき

(2) 区長を市長が議会の同意を得て選任する特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべき

(3) 市議会内に一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区に係る議案等の審査を行うこととすべき

○ **地方自治法改正（今国会に提出予定）**

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする
- ・ 区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする
- ・ 議会に区常任委員会を置くこととする

③ 中核市・特例市制度の統合

- ・人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべき

○ 地方自治法改正（今国会に提出予定）

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設ける

2. 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

① 新たな広域連携の制度

- (1) 市町村間の広域連携を一層促していくため、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき
- (2) 広域連携では課題の解決が難しいときには、柔軟な連携の仕組みを活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべき

○ 地方自治法改正（今国会に提出予定）

- ・ 地方公共団体は、他団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約」を締結できることとする
- ・ 地方公共団体は、その事務の一部を、当該団体の名において、他の地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする

② 地方圏における市町村間の広域連携

- ・ 地方中枢拠点都市を核に、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要であり、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要

○ 経済財政諮問会議（平成25年11月29日）において、新藤総務大臣より、地方中枢拠点都市の取り組み促進を提言

- ・ 平成26年度政府予算案において、国費モデル事業として1.3億円を計上
- ・ 地方財政措置を検討